



スヌズ振第3915号
令和4年3月18日

各小・中学校学校体育施設開放運営委員会
代表者様

さいたま市スポーツ文化局
スポーツ部スポーツ振興課長

学校体育施設開放事業における利用制限の解除について（通知）

日頃から、本市のスポーツ振興及び学校体育施設開放事業に御尽力いただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に御理解と御協力をいただいていることを重ねて御礼申し上げます。

さて、現在、本事業では、活動日数及び活動時間等の利用制限を実施しておりますが、まん延防止等重点措置の解除を受け、令和4年3月22日以降、制限を解除いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合は、引き続き対応を下記の通りといたします。

代表者様におかれましては、お手数をおかけいたしますが、登録団体への周知をしていただきますよう、お願ひいたします。

記

1 団体内で新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合

- ・陽性者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確認に係る検体採取日の2日前））に陽性者と接触した場合は当該団体の活動を中止し、団体は有症状者について確認を進めてください。活動中止期間は陽性者の最終活動日を0日として翌日から7日間とします。また、新たな陽性者が複数発生した場合は、中止期間の延長を検討してください。保健所の調査が入った場合は保健所からの指示に従ってください。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合には陽性者の行動歴やその範囲などを確認し、スポーツ振興課・学校へ速やかにご連絡をお願いします。

※**スポーツ振興課・学校に連絡をいただけない事例**が発生しております。改めて各利用団体へ感染拡大防止対策と併せて周知徹底をお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合の主な確認事項】

- ・団体名　・発症日　・PCR検査実施日　・陽性判明日　・発熱等の症状の有無
- ・濃厚接触者の有無　・団体内での体調不良者の有無　・保健所からの連絡状況
- ・学校体育施設の最終利用日　・スポーツ振興課、学校への連絡状況　など

※陽性者の最終活動日から発症（無症状者の場合は、陽性確認に係る検体採取日）まで一週間以上経過している場合、スポーツ振興課への連絡は不要です。

2 その他

- ・学校体育施設開放事業で新型コロナウイルス感染症陽性者が出了場合には、教育現場である学校、その学校に通う児童、生徒たちに多大な迷惑をかけることになります。学校体育施設の利用に当たっては、必ず学校との事前調整を行っていただくとともに、今一度感染拡大防止対策を徹底したうえでの利用をお願いいたします。
なお、今後の市内陽性者数の状況、国・県の動向や市教育委員会等の対応状況により変更となる場合がございますので、予め御了承ください。

担当

スポーツ振興課スポーツ施設係

T E L 0 4 8 - 8 2 9 - 1 7 2 9

F A X 0 4 8 - 8 2 9 - 1 9 9 6

E-mail sports-shinko@city.saitama.lg.jp